

徴税は適切か、不公平は本当にならないか

答 やはり見落としの可能性もある



照屋 仁士 議員



問 農地における固定資産税、課税と徴収は適切か。課税対象になる要件を示せ。

副町長 事務処理は適切である。構築物は「外気遮断性」「土地への定着性」「用途性」の3要件から判断をしている。

問 2019年9月固定資産税の過徴収が大きく報道された。南風原町の徴税自体は適切か、不公平は本当にならないか。数十年前に建てられた農業用倉庫がいきなり課税され、地主と借主がトラブルになったか。なぜ課税に至ったか。

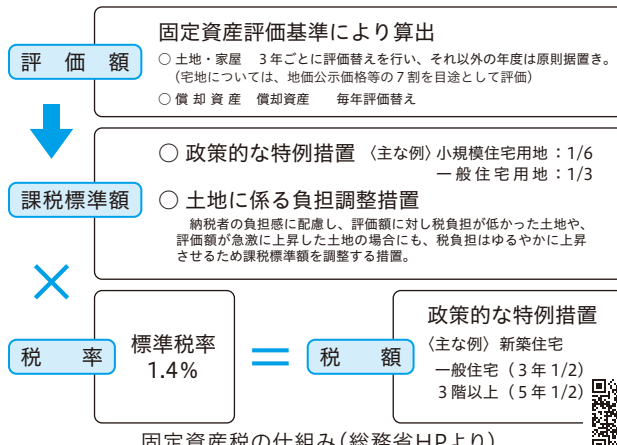
税務課長 答弁は差し控えたい。

問 個人情報に配慮して答えるべきだ。私は地域も細かい事情にも触れていない。疑問が払拭されないので質問している。地主や借主への説明、過程、背景が十分か課税に至るまでの記録をしめせ。

副町長 我々は常に正しいと認識している。

問 農地の固定資産税について、総務省ホームページに示されている考え方でよいのか。

税務課長 議員お示しの資料のとおりである。



固定資産税の仕組み(総務省HPより)

問 農地にある牛舎や豚舎、ハウス等農業施設等はどうなるか。

税務課長 全て先述の3要件を総合的に判断して課税する。

問 JA、農業もしくはは地域団体、補助事業等で設置された施設等は課税されているか。

税務課長 国や地方公共団体等は非課税。それ以外の個人、法人等は課税対象になる。

問 課税把握に現場調査、地権者等の申告に基づき職員が適切に行っている答弁された。ただそこには第三者は入っていない。それで課税すべきも課税されない事案は全くないと言えるか。

税務課長 やはり見落とし等の可能性もある。

問 政策的な特例措置を利用し、農地に係る固定資産税の減免措置を新たに設ける視点はないか。

副町長 固定資産税はある人にかかる税、畑だから非課税にするルールはない。

一こんな質問もしました
・町民サービスに対する心構えと職員への指導はどうなっているか